静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例(平成24年静岡県条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正前

<u>静岡県農林技術研究所茶業研究センター</u> 新商品開発研究施設の設置、管理及び使 用料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、<u>静岡県農林技術研究所茶</u> <u>業研究センター新商品開発研究施設</u>の設置、 管理及び使用料に関し必要な事項を定めるも のとする。

(設置)

第2条 産学官連携によるお茶の新商品の開発 の促進及び需要の増進を図り、もって本県の 茶業の振興に寄与することを目的として、<u>静</u> 岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品 開発研究施設 (以下「施設」という。)を菊川 市に設置する。

(施設)

第3条 施設に<u>別表</u>に掲げる設備及び機械器具 (以下「設備等」という。)を置く。 改正後

静岡県農林技術研究所茶業研究センター 研究開発等施設の設置、管理及び使用料 に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、<u>静岡県農林技術研究所茶</u> <u>業研究センター研究開発等施設</u>の設置、管理 及び使用料に関し必要な事項を定めるものと する。

(設置)

第2条 産学官連携による<u>お茶に関する調査、</u> <u>分析及び研究の促進並びに</u>お茶の新商品の開発の促進及び需要の増進を図り、もって本県の茶業の振興に寄与することを目的として、 <u>静岡県農林技術研究所茶業研究センター研究</u> <u>開発等施設</u>(以下「施設」という。)を菊川市に設置する。

(施設)

第3条 施設に<u>研究開発室、調査分析室並びに</u> <u>別表(3)の表</u>に掲げる設備及び機械器具(以下 「設備等」という。)を置く。

(研究開発室の使用の許可)

- 第4条 新たに研究開発室を使用しようとする 者は、規則で定めるところにより、知事の許 可を受けなければならない。当該許可に係る 事項を変更しようとするときも、同様とす る。
- 2 知事は、前項の許可の申請があった場合に おいて、その申請に係る事項が第2条に規定 する目的に資するものであると認めるときで なければ、これを許可してはならない。
- 3 第1項の許可の期間は、10年以内とし、更 新をすることができる。ただし、その更新の 期間は、既にその者につき同項の許可をした

(使用の承認)

第4条 設備等を使用しようとする者は、知事 の承認を受けなければならない。

<u>2</u> 前項の承認には、<u>設備等</u>の管理のために必要な限度において、条件を<u>付する</u>ことができる。

(使用の不承認)

- 第5条 知事は、前条第1項の承認を受けよう とする者の使用が次の各号のいずれかに該当 するときは、同項の承認をしないことができ る。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - ② 静岡県暴力団排除条例(平成23年静岡県

期間と合わせて10年を超えることができない。

- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の更新について準用する。
- 5 第1項の許可には、施設の管理のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

(調査分析室又は設備等の使用の承認)

- 第5条 調査分析室又は設備等を使用しようと する者は、知事の承認を受けなければならな い。
- 2 知事は、前項の承認を受けようとする者の 使用が次の各号のいずれかに該当するとき は、同項の承認をしないことができる。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 静岡県暴力団排除条例(平成23年静岡県 条例第25号)第2条第1号に規定する暴力 団及び同条第3号に規定する暴力団員等に よる使用であると認めるとき。
 - (3) 施設の管理上支障があると認めるとき。
 - (4) 県が施設において行う業務に支障がある と認めるとき。
 - (5) その他その使用が不適当であると認める とき。
- 3 第1項の承認には、施設の管理のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

条例第25号) 第2条第1号に規定する暴力 団及び同条第3号に規定する暴力団員等に よる使用であると認めるとき。

- (3) 施設の管理上支障があると認めるとき。
- (4) 県が施設において行う業務に支障がある と認めるとき。
- (5) その他その使用が不適当であると認める とき。

(譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の承認を受けた者(以下 「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡 し、又は転貸してはならない。

(使用の承認の取消し等)

- 第7条 知事は、使用者について次の各号のい ずれかの事実が判明したときは、その承認を 取り消し、又は使用を制限することができ る。使用者の使用が、第5条各号のいずれか に該当することとなったときも同様とする。
 - (1) 第4条第2項の規定により付された条件 に違反していること。
 - (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認 を受けたこと。

(設備等の使用に係る使用料の納付)

(譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の許可又は前条第1項の 承認 (以下「許可等」という。)を受けた者 (以下「使用者」という。)は、使用の権利を 譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用者の義務)

第6条の2 使用者は、研究開発室、調査分析 室及び設備等を善良な管理者の注意をもって 使用しなければならない。

(許可等の取消し等)

- 第7条 知事は、使用者について次の各号のい ずれかの事実が判明したときは、その許可等 を取り消し、又は使用を制限することができ る。使用者の使用が、第5条第2項各号のい ずれかに該当することとなったときも同様と する。
 - (1) 第4条第5項又は第5条第3項の規定に より付された条件に違反していること。
 - (2) 偽りその他不正の手段により使用の許可 等を受けたこと。
 - ③ 次条第1項の使用料(第4条第1項の許 可に係るものに限る。)を3月以上滞納した こと。
 - (4) 第4条第1項の許可を受けた研究開発室 を正当な理由なく1月以上にわたり使用し ないこと。

(使用料の納付)

第8条 設備等の使用者は、別表に掲げる額の 第8条 使用者は、別表に掲げる額の使用料を

使用料を<u>、その使用の終了後直ちに</u>納付しなければならない。

(使用料の不環付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、施設の責めに帰すべき事由により設備等の使用の目的を達することができなかった場合は、この限りでない。

納付しなければならない。

- 2 前項の場合において、使用者(第4条第1 項の許可を受けた者に限る。)は、毎月末日ま でに翌月分の使用料を納付しなければならな い。ただし、使用を開始する日及び使用を終 了する日の属する月の使用料の納付時期につ いては、知事が別に定める。
- 3 第1項の場合において、使用者(第5条第 1項の承認を受けた者に限る。)は、その使用 の終了後直ちに使用料を納付しなければなら ない。

(使用料の不環付)

- 第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、</u> 還付することができる。
 - (1) 施設の責めに帰すべき事由により施設の 使用の目的を達することができなかったと き。
 - (2) 使用者の責めに帰することができない事由により研究開発室を使用することができなくなったとき。

<u>(原状</u>回復)

第11条 使用者は、その使用を終わったとき は、当該研究開発室、調査分析室及び設備等 を速やかに原状に復さなければならない。第 7条の規定によりその許可等の取消しを受け たときも、同様とする。ただし、知事がその 必要がないと認めるときは、この限りでな い。

(委任)

第12条 (略)

(委任)

第11条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。 別表を次のように改める。

別表(第3条、第8条関係)

(1) 研究開発室

区分	単位	使用料
オープンラボA	1月につき	●●●円
オープンラボB	1月につき	●●●円

備考 使用の期間が1月に満たない場合は、使用料を日割りによって計算し、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(2) 調査分析室

	使用料		
区分	9時から	13時から	9時から
	12時まで	17時まで	17時まで
オープンラボC	●●●円	●●●円	●●●円
オープンラボD	●●●円	●●●円	●●●円

備考 県内に住所又は事業所を有する者以外の者が使用する場合は、この表に定める額の2倍に相当する 額とする。

(3) 設備等

区分	単位	使用料
発酵茶製造設備	1回につき	12,990円
半発酵茶製造設備	1回につき	18,960円
温風萎凋機	1時間につき	2,840円
茶葉磨砕機	1時間につき	1,610円
送風式本乾燥機	1時間につき	1,990円
色彩選別機	1時間につき	5,060円
火入機	1時間につき	5,670円
大型窒素充填機	1時間につき	2,970円
高温高圧多機能抽出装置	1時間につき	12,510円
冷却水製造装置	1時間につき	7,600円
ろ過装置	1時間につき	990円
濃縮装置	1時間につき	1,140円
噴霧乾燥装置	1時間につき	7, 260円
流動層造粒被覆装置	1時間につき	●●●円
破砕型造粒機	1時間につき	2,950円
搾油機	1時間につき	1,570円
剥皮器	1時間につき	740円

減圧乾燥機	1時間につき	860円
混合器	1時間につき	2,040円

備考 県内に住所又は事業所を有する者以外の者が使用する場合は、この表に定める額の2倍に相当する 額とする。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。